

上山市宅配ボックス設置支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宅配ボックスの普及を促進することにより、受取時の利便性の向上を図るとともに、燃料価格高騰の影響を受ける宅配事業者の再配達に要する労力、燃料費等の負担軽減による地球温暖化の防止に寄与するため、宅配ボックスを設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、上山市補助金等の交付並びに適正化に関する規則（昭和37年規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「宅配ボックス」とは、宅配物等を受領するために住宅に設置する収納容器で、収納した宅配物等が外部から完全に見えない構造であり、かつ、固定するなど宅配物等を安全に保管し、正当な受取人のみを受領できる機能を有しているものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 市内に住所を有し又は有することになる個人

ア 居住する住宅、又は居住する見込みの住宅（以下「個人住宅」という。）と同一の敷地内に設置した者。ただし、設置する住宅が自らの所有でない場合は、住宅の所有者から設置の同意が得られている者であることとする。

イ 同一世帯において、この要綱による補助金の交付を受けた者がいないこと。

ウ 宅配ボックスの設置について、国、県、本市、その他の団体の補助金等の交付を受けていない者

エ 市税の滞納がない者

(2) 市内に建設されている又は建設中の賃貸住宅の所有者

ア 市内に住所を有する者

イ 宅配ボックスを市内に建設されている又は建設中の賃貸住宅（以下「賃貸住宅」という。）の敷地内に設置した者

ウ 同一世帯において、この要綱による補助金の交付を受けた者がいないこと。

エ 宅配ボックスの設置について、国、県、本市、その他の団体の補助金等の交付を受けていない者

オ 市税の滞納がない者

(補助対象設備)

第4条 補助金の交付の対象となる宅配ボックスは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 個人住宅

- ア 1世帯につき1台に限る。
- イ 運送業者が宅配物等を収納することができるもの
- ウ 盗難防止のため、容易に移動することができないよう固定されているもの
- エ 収納部分（折り畳み式の場合は、使用時の収納部分）の内寸の合計が80センチメートル以上のもの
- オ 未使用で新品のもの
- カ 令和8年4月1日から令和9年2月10日までの間に設置及び支払いが完了したものであること。

(2) 賃貸住宅

- ア 設置台数は、1棟の総戸数を上限とし、各戸専用として1台ずつ、又は共用として複数ボックスタイプ1台のいずれかとする。
- イ 運送業者が宅配物等を収納することができるもの
- ウ 盗難防止のため、容易に移動することができないよう固定されているもの
- エ 収納部分（折り畳み式の場合は、使用時の収納部分。複数ボックスタイプの場合は1ボックス）の内寸の合計が80センチメートル以上のもの
- オ 未使用で新品のもの
- カ 令和8年4月1日から令和9年2月10日までの間に設置及び支払いが完了したものであること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象設備の本体価格及び設置工事費（消費税を含む。）とするものとする。ただし、クーポンやポイント等による割引の額は、対象経費から差し引くものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

- (1) 個人住宅 2万円
- (2) 賃貸住宅 10万円

(交付申請)

第7条 規則第5条及び第14条の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、上山市宅配ボックス設置支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次の書類を添えて、令和8年5月8日から令和9年2月26日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象設備の購入及び設置費用に係る領収書又はレシートの写し及び補助対象経費の内訳がわかる書類の写し
- (2) 宅配ボックスの形状、規格、構造等が確認できるカタログや仕様書等の写し
- (3) 宅配ボックスの設置状況がわかる写真

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び額の確定)

第8条 市長は、前条の交付申請書兼実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、上山市宅配ボックス設置支援事業補助金交付決定及び額の確定通知書(様式第2号)により、申請者にその旨を通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の規定により交付決定及び額の確定通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)から上山市宅配ボックス設置支援事業補助金請求書(様式第3号)の提出を受け、補助金を支払うものとする。

(処分の制限)

第10条 交付決定者は、補助対象設備の取得財産処分制限期間内に当該対象製品を補助金の目的に反して、使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸し付けし、廃棄し、交付決定の住居から移動し、又は担保に供してはならない。

2 補助対象製品の取得財産処分制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間とする。ただし、市長が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、この限りでない。

(1) 天災による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由により当該補助対象設備を処分するとき。

(2) 初期不良又は故障により当該補助対象設備を買い換え又は処分するとき。

(3) その他市長が認めたとき。

(補助金の取消し及び返還)

第11条 市長は、交付決定者が次の号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定は、第8条に規定する補助金の交付決定及び額の確定があった後についても適用するものとする。

(帳簿の保管)

第12条 交付決定者は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(状況調査)

第13条 市長は、補助金を交付した年度の翌年度から起算して5年間、交付決定者に対し、必要な調査等を求めることができる。

2 交付決定者は、市長が前項の規定による調査等を求めた場合には、これに協力しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。